

日本人留学助成事業要項 (平成22年度)

1. 事業の背景・目的

我国とアジア諸国との交流の促進、アジアの発展と真の国際相互理解増進に寄与する人文科学・社会科学分野のアジア研究を志す日本人学生・研究者のアジア留学を助成する。

2. 助成対象（応募資格）

- (1) 応募時点で日本の大学院ないしは研究機関に在籍し、学生・教員・研究員として、アジア研究を志す日本人。(海外在住者は除く)
- (2) アジア地域の大学・大学院及び政府研究機関に留学する者。
- (3) アジア地域とは、西は中央アジア・パキスタン、北はモンゴル、南はインドネシア、東はパプアニューギニアまでとする。
アジア研究のため、米・欧・豪州などへの留学は対象外とする。
- (4) 平成22年12月以降、翌年度11月までに留学を開始する者。
但し、同期間中に留学を開始できるように、留学先の選定・入学手続きに関しては申請者本人が行なうものとし、留学先の入学許可証並びに入国査証(留学資格)を可及的速やかに取得し、その写しを財団に提出すること。
- (5) 留学期間は原則2年とする。ただし1年も可(1年未満は対象外)
- (6) 留学する大学等において研究を進めるに十分な語学力を有する者。
- (7) 応募時に年齢40才未満である者。
- (8) 他の奨学金を受給していない者。
(併願の場合、結果判明次第、当財団と相談すること)

3. 助成の概要

- (1) 募集人数 5名程度
- (2) 奨学金 月額10~15万円
 - ①奨学金には生活費・入学金・授業料及び書籍代等研究に必要な諸経費、ならびに保険料など全てを含む。ただし、別途渡航費として1往復分の補助あり。
 - ②支給額は留学先国・地域などにより異なる。
 - ③奨学金の支給開始は、入学許可証(または受入許可証)及び入国査証提出後とし、原則渡航の翌月中旬を目途とする。
 - ④原則として、3ヶ月ごとに本人名義の銀行口座に振込む。
- (3) 支給期間 留学期間に対応、原則2年(ただし1年も可)

4. 選考

(1) 選考・採否の通知

① 1次 書類選考 平成 22 年 9 月中

(1次書類選考結果は、10月初旬までに電子メールにて通知します。)

2次 面接 10月18日(月)

②最終的な採否は、10月下旬までに電子メールにて通知します。

(注) 電話や電子メールによる採否の問い合わせには応じられません。

また結果の理由に関する問い合わせにも応じかねます。

5. 応募手続

(1) 申請書の入手方法

申請書は、<http://homepage1.nifty.com/fbifyume/sakusaku/sinsei.pdf> に掲載しておりますので印刷してご使用下さい。

原則として申請書は郵送いたしません。

(2) 申請方法

①申請書類(原本一式)を当財団宛に必ず郵送で送付下さい。

②ホームページ上の PDF データを印刷し、黒ボールペン・黒インクでご記入下さい。(申請書等の原サイズを変更したものは不可。手書き作成を希望されない方は、財団にご連絡ください。)

③申請時には指導教官或いは適切と思われる関連分野の専門家(1人に限る)の推薦書を原則として申請書と同封にて送付して下さい。

(3) 申請書類

①奨学金申請書

②留学・研究計画書(「研究テーマの説明」には、テーマの学術的・社会的意義についても記載)

③経費計画書

④在学証明書(又は在籍証明書)原本

⑤推薦書(指導教官或いはそれに準ずる者の推薦)

⑥外国語能力・資格を証明する書類(取得者のみ)

⑦留学先受入確認書或いは入学許可証及び入国査証のコピー(取得次第提出で可)

⑧小論文「自薦書」(A4サイズ用紙2枚程度・1600字以内・Word等使用可)

(4) 応募締切日

平成 22 年 8 月 31 日 当日必着

(5) 注意事項

- ①申請書は返却しませんので、必ずコピーを保存して下さい。
- ②所定様式以外の書面の追加及び資料添付は認めません。
- ③申請書が著しく不備な場合は選考対象外になることがあります。
- ④第1次審査（書類審査）合格者は2次審査（面接）を受けていただきますが、指定面接日時に出席できない場合は失格となります。
- ⑤留学期間中は必ず海外障害保険に加入して下さい。

6. 留意事項

(1) 留学生の義務

- ①各学期終了後、成績証明書を提出すること。
- ②6ヶ月ごとに学業または研究の状況を報告すること。
- ③留学期間終了後1ヶ月以内に成果報告書及び会計報告書を提出すること。
- ④採用式（11月22日）に出席すること。
- ⑤留学終了後、修了式（11月下旬予定）に出席すること。

(2) 奨学金支給の停止

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部または一部の支給を停止又は返却を要請します。

- ①留学先で在籍する機関から除籍された場合。
- ②病気その他の事由により所定期間において、目標の達成が困難と当財団が判断した場合。
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合。
- ④奨学生に相応しくない行為があった場合。
- ⑤上記留学生の義務を怠った場合。

7. 応募・問い合わせ

財団法人みずほ国際交流奨学財団

〒100-8333 東京都千代田区丸の内 2-5-1 丸の内二丁目ビル7F

TEL : 03-3201-7718 FAX : 03-3216-2895

E-mail : fbifyume@mb.infoweb.ne.jp